

○学校法人青山学院教員の任期に関する規則

(2017年2月23日理事会承認)

改正 2017年7月20日 2018年2月22日
2018年9月3日 2018年9月27日
2019年2月21日 2020年1月30日
2021年3月25日 2022年3月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)が設置する大学又は女子短期大学の専任教員として契約期間を定めて雇用する者のうち任期法第4条第1項の規定に該当するものについて、当該契約期間を任期法に基づく任期とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- (1) 任期 任期法第2条第1項第4号に規定する任期をいう。
- (2) 任期付教員 労働契約において任期法に基づく任期を定める専任教員で、別表第1又は別表第2に規定する教育研究組織及び対象となる職に該当する者をいう。

(任期、更新等)

第3条 任期付教員を雇用する場合の任期、更新等については、別表第1又は別表第2に規定するとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期付教員の任期(更新後の任期を含む。以下この条において同じ。)が次のいずれかに該当する場合には、これを超えない範囲で任期を定めるものとする。

- (1) 当該任期付教員に係る期間の定めのある労働契約の本法人における通算契約期間が10年を超える場合
- (2) 当該任期付教員の就業について定める規則において上限とする通算契約期間を超える場合
- (3) 学校法人青山学院定年規則第3条に規定する定年年齢を超える場合

(同意)

第4条 任期付教員を雇用する、又はその任期を更新する場合には、文書により、当該任期付教員の同意を得なければならない。

(公表)

第4条の2 この規則は、これを改正したときは、公表するものとする。

(所管)

第5条 この規則は、法人本部人事部が所管する。

(改廃手続)

第6条 この規則の改廃は、常務委員会及び常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則(2017年7月20日)

- 1 この規則は、2017年7月21日から施行し、2017年4月1日から適用する。
- 2 2013年4月1日前より継続して本法人に在職する、期間を定めて雇用された職員については、2013年4月1日前の日の初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、第3条第2項第1号及び第2号に規定する通算契約期間には、算入しない。

附 則(2018年2月22日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則(2018年9月3日)

この規則は、2018年9月4日から施行する。

附 則(2018年9月27日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2019年2月21日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2020年1月30日)

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2021年3月25日)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則(2022年3月24日)

- 1 この規則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月31日においてボランティアセンターの助手として在職した者で、2022年4月1日においてシビックエンゲージメントセンターの助手として在職するものが、青山学院大学シビックエンゲージメントセンター規則で定めるところにより当該助手として雇用され、又はその契約期間を更新されたものとみなされた場合は、別表第1(1)2020年4月1日以後に雇用される任期付教員の規定を適用する。

別表第1(第2条及び第3条関係)

(1) 2020年4月1日以後に雇用される任期付教員

[別紙参照]

(2) 2020年3月31日以前に雇用された任期付教員

[別紙参照]

別表第2(第2条及び第3条関係)

(1) 2020年4月1日以後に雇用される任期付教員

[別紙参照]

(2) 2020年3月31日以前に雇用された任期付教員

[別紙参照]

別表第1(第2条及び第3条関係)

任期法第5条第1項の規定により任期法第4条第1項第1号の規定に該当するとして任期を定めて雇用する専任教員の職等

(1) 2020年4月1日以後に雇用される任期付教員

設置する学校	教育研究組織	対象となる職	任期	更新の可否及び更新の任期	更新回数の上 限	就業について定める規則
大学	文学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	学校法人青山学院助手に関する就業規則
	教育人間科学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
		助手 (体育実技)	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	経済学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	法学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	経営学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	国際政治経済学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	総合文化政策学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	理工学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	社会情報学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	地球社会共生学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	コミュニティ人間科学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	国際マネジメント研究科	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
会計プロフェッション研究科	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回		

シビックエンゲージメントセンター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
アカデミックライティングセンター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
障がい学生支援センター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
リエゾンセンター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
青山学院史研究所	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
ジェンダー研究センター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	

別表第1(第2条及び第3条関係)

任期法第5条第1項の規定により任期法第4条第1項第1号の規定に該当するとして任期を定めて雇用する専任教員の職等

(2) 2020年3月31日以前に雇用された任期付教員

設置する学校	教育研究組織	対象となる職	任期	更新の可否及び更新の任期	更新回数の上 限	就業について定める規則
大学	文学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	学校法人青山学院助手に関する就業規則
	教育人間科学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
		助手 (体育実技)	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	経済学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	法学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	経営学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	国際政治経済学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	総合文化政策学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	理工学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	社会情報学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	地球社会共生学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	コミュニティ人間科学部	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	国際マネジメント研究科	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
会計プロフェッション研究科	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回		

	アカデミックライティングセンター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	障がい学生支援センター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	リエゾンセンター	助手	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	

別表第2(第2条及び第3条関係)

任期法第5条第1項の規定により任期法第4条第1項第2号の規定に該当するとして任期を定めて雇用する専任教員の職等

(1) 2020年4月1日以後に雇用される任期付教員

設置する学校	教育研究組織	対象となる職	任期	更新の可否及び更新の任期	更新回数の上 限	就業について定める規則
大学	文学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	学校法人青山学院助教に関する就業規則
	教育人間科学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
		助教 (体育実技)	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	経済学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	法学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	経営学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	国際政治経済学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	総合文化政策学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	理工学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	社会情報学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	地球社会共生学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	コミュニティ人間科学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	国際マネジメント研究科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
会計プロフェッション研究科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回		

	情報メディアセンター	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	シビックエンゲージメントセンター	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	アカデミックライティングセンター	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	青山学院史研究所	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
女子短期大学	現代教養学科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	子ども学科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	

別表第2(第2条及び第3条関係)

任期法第5条第1項の規定により任期法第4条第1項第2号の規定に該当するとして任期を定めて雇用する専任教員の職等

(2) 2020年3月31日以前に雇用された任期付教員

設置する学校	教育研究組織	対象となる職	任期	更新の可否及び更新の任期	更新回数の上限	就業について定める規則
大学	文学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	学校法人青山学院助教に関する就業規則
	教育人間科学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
		助教(体育実技)	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	経済学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	法学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	4回	
	経営学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	国際政治経済学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	2回	
	総合文化政策学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	理工学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	社会情報学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	地球社会共生学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	コミュニティ人間科学部	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	国際マネジメント研究科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
会計プロフェッション研究科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回		

	情報メディアセンター	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
	アカデミックライティングセンター	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は3年とする。	3回	
女子短期大学	現代教養学科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	
	子ども学科	助教	1年	更新可能。更新する場合の任期は1年とする。	9回	